

林業・木材産業分野における外国人材の確保

政策提言先 林野庁、厚生労働省

政策提言の要旨

外国人技能実習制度において木材産業分野（職種：木材加工、作業：機械製材）は、本年7月に2号対象職種として追加されるようご尽力いただいておりますが、林業分野につきましては、まだ2号対象職種に設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、制度の趣旨である技術移転に支障をきたしています。

また、深刻な人手不足に対応し、外国人材の受入れを拡大していくために創設された在留資格の「特定技能」においても、林業・木材産業分野はその対象となっていません。

このため、研修生の知識・技能の取得並びに外国人材の確保に向け林業分野を技能実習2号に、林業・木材産業分野を特定技能制度1号に追加することを提言します。

加えて、外国人材の受入れに係る情報共有体制の強化を提言します。

【政策提言の具体的内容】

○ 技能検定制度の早期創設

林業分野の技能検定制度につきましては、全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターの取り組みを支援し、制度の早期創設に向け鋭意取り組んでいただいているところですが、着実に進むよう引き続き積極的な支援をお願いします。

○ 外国人技能実習制度への職種追加

林業分野の技能検定制度の創設後は、速やかに外国人技能実習制度における2号対象職種（在留期間2年）への林業分野の追加をお願いします。

○ 特定技能制度への職種追加

林業・木材産業分野の外国人技能実習制度における2号対象職種への追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加をお願いします。

○ 林業・木材産業分野における外国人材の受入れに関する情報共有体制の強化

今後、外国人材の受入れが円滑に進むよう、技能実習生等の外国人材の受入れにおける労働安全の確保をはじめとする課題や対応策、受入れに関する支援などの先進的な取組事例の情報を林業事業体や地方自治体に提供していただきますようお願いいたします。

【政策提言の理由】

- 我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。
- 木材産業分野（職種：木材加工、作業：機械製材）は、本年7月に2号対象職種として追加される見込みですが、林業分野については、2号対象職種に設定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技術移転を行う上でも課題となっています。

- このため、技能検定制度を早期に創設し、林業分野の外国人技能実習制度における2号対象職種への追加が必要です。あわせて、外国人材が労働力として活躍できるよう、特定技能制度1号の対象職種に林業・木材産業分野を追加することが不可欠です。
- また、本県においては、本年3月にベトナムの林業関連企業及び県内林業事業者と「林業振興のための連携と協力に関する協定」を締結し、外国人材の育成に向けた取り組みを進めていますが、林業・木材産業分野においては、外国人材の受入れ実績が少ないため、労働安全対策も含め受入れに当たっての経験やノウハウを共有していくことにより、林業事業者等における外国人材の受入れを円滑に進めていくことが重要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課

林業・木材産業分野における外国人材の確保

【国の動き】【H30.12月】「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定

※H30.12.25 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定（全125施策）→R3.6.15改訂(全197施策)

【H31.4月】深刻な人手不足に対応し、外国人の就労を拡大するため新たな在留資格「特定技能」を創設

【県の動き】【R3.3月】「高知県外国人材確保・活躍戦略」策定

→外国人材についても、各産業の継続・発展を支える貴重な人材として、また、地域社会の一員として受入れ、育成・確保を図っていくことが重要

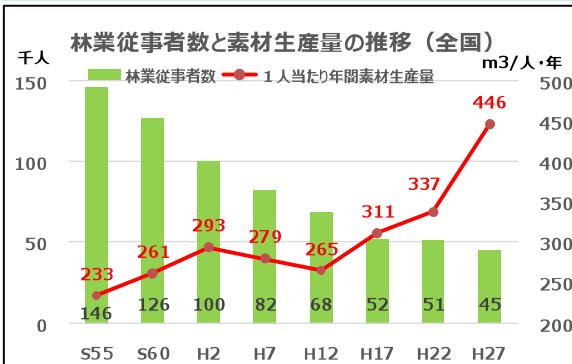
【林業・木材産業分野の現状】

全国で森林資源が年々充実しており、森林資源の活用が地域の経済活動に寄与⇒国では、森林・林業基本計画において2030年(国産材供給量：4,200万m³)の目標を設定

※R2木材自給率：41.8%（国産材供給量：3,115万m³）

林業・木材産業分野では、担い手が減少する中で効率的な作業システムの導入等により生産性が向上

→ 1人当たりの素材生産量や製材品出荷量は伸びているが、更なる原木生産の拡大と循環利用に向けた再造林を進めるためには、林業・木材産業の担い手の確保が必要



資料：農林水産省「木材需給報告書」から算出



資料：農林水産省「木材需給報告書」と「木材統計」から算出

【制度上の課題】

・現行の外国人技能実習制度において、林業・木材産業分野は、2号職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならない制度の趣旨である技術移転に支障をきたしている。

→ 我が国の林業技術を外国人技能実習生が習得するためには、1年以上の期間が必要

※木材産業分野(職種:木材加工、作業:機械製材)については、R4.7月に2号職種としての設定が予定されている。

【受入れに当たっての課題】

・林業・木材産業分野においては、外国人材の受入れ実績が少なく、労働安全対策も含め受入れに当たっての課題やノウハウが不足。これらを共有することで、林業事業者等における外国人材の受入れを円滑に進めていくことが重要。

【政策提言】〈林業分野の技能実習2号及び林業・木材産業分野への特定技能制度1号への職種追加〉

- 林業分野の技能検定制度の早期創設及び外国人技能実習制度における2号対象職種への追加 → 在留期間の延長(1年+2年計3年)により日本の林業技術を習得
- 林業・木材産業分野の特定技能制度1号への職種追加 → 在留期間を5年間延長(技能実習制度と含め8年間の在留期間)し、担い手として受入れ
- 林業・木材産業分野における外国人材の受入れに関する情報共有体制の強化 → 労働安全対策や受入れに関する先進的な取組事例を共有し円滑な受入れ体制構築

【県内林業事業者の動き】

○R2.2月県内林業事業者がベトナムの林業関連企業と、外国人材の受入れに関する業務提携についてMOU(基本合意)締結（同年8月には監理団体設立）

○R4.3月高知県、ベトナムの林業関連企業及び県内林業事業者による「林業振興のための連携と協力に関する協定」締結

○技能実習2号の職種追加後も見据えた取組開始
○林業大学校での研修受入れや情報共有、技術交流などにより外国人材の確保に繋がるノウハウを蓄積



【県の外国人材の受入れ・共生に向けた主な取組】

①外国人の受入れ体制の充実

(高知県外国人相談センターの運営、地域における日本語教育の強化、外国人が入居できる住宅の確保等)等

②就労・相談体制の充実

(外国人雇用に向けた研修会等の実施、外国人雇用ガイドブックの作成、事業者向け相談体制の強化等)

